

高松市空き家相談員をご利用時の注意事項

ご提出いただいた高松市空き家相談員相談業務申込書は、相談を希望された空き家相談員へ提供します。

空き家に関する相談時に空き家相談員が知り得た個人情報、高松市と空き家相談員が所属する不動産取引業者団体との間で締結した高松市空き家の利活用等に関する相談業務等協定書に基づき、適切に取り扱います。

空き家相談員への相談は、無料です。

したがって、無料相談の範囲を超えた有償業務の提供ではありません。

無料相談の目安は、1か月程度の期間で、数回の面会や電話相談となります。

なお、相談内容によっては、権利書、登記事項証明書、固定資産税納税通知書等の書類を御用意いただく場合があります。その際の取得に必要な手数料等は、自己負担となります。

空き家相談員へ相談の結果、担当する空き家相談員に、賃貸や売却などの仲介業務を依頼することを妨げるものではありません。その場合は、仲介業務の協議を開始する前に、空き家相談員への無料相談は終了となり、以後は、一般的な不動産あっせん業者への業務依頼となります。

以 上